

## 3. 投資環境

### チェコの政治・経済安定性

チェコ共和国は、完全に独立した議会制民主主義で、市場経済への移行を果たした国としては最先進国に数えられ、2004年5月1日にEU加盟を果たした10ヶ国の中の一つとなっている。

経済政策は一貫性があり、予測可能である。強力で独立性のある中央銀行(Czech National Bank)は、1991年以来、目覚しい通貨の安定性を維持している。

チェコ共和国は中東欧で最初のOECD加盟国となった。チェコはNATOに加盟しており、その他WTO(世界貿易機関)、IMF(国際通貨基金)、EBRD(欧州開発銀行)など国際機関にも加盟している。チェコでは既に加盟準備段階よりEUの法制度に合致しており、商法、会計法、破産法などは、いずれも欧米標準を満たしたものである。

チェコ通貨(コルナ)は、完全に交換可能な通貨で、また投資に関わる国際送金(利益やロイヤルティ)は全て自由、且つ円滑におこなわれている。

### 外国投資家も同等待遇

チェコの法律では、チェコ企業と外国企業は、財産権の保護から投資優遇措置に至るまですべての分野で同等に待遇されている。国防と銀行部門への投資を除き、政府が外国投資プロジェクトを制限することはない。OECD加盟国の一員としてのチェコ共和国は、民営化(国有資産の売却)においても、投資と同様に(国防と銀行部門を除き)外国投資家を差別していない。

### 投資保護

チェコは、IMF世銀グループに属する国際的な投資保護機構「多国間投資保証機構(MIGA)」のメンバー国である。チェコはまた、外国投資を支援、保護する二国間投資保護協定を多くの国と締結している。そうした二国間協定の相手国には、米国、ドイツ、英国、フランス、オーストリア、スイス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ、フィンランド、ノルウェー、デンマークなどがある(日本とは未締結)。投資保護協定は、両当事国が相互に居住者の投資およびその関連活動を許可し、無差別の原則で取り扱い、法による完全な保護と安全を保障することを規定するものである。協定の全文はチェコ語および相手国の公用語で入手可能である。チェコ語版はチェコ政府機関 the Collection of Laws で、その他の言語版は当該国の大使館など公的機関で入手できる。また、チェコ共和国は二重課税防止協定を多くの国々(日本を含む)と締結している。(次ページ最初の項目「利益の国外送金」を参照)。

### 知的財産の保護

チェコは著作権の保護に関するベルヌ条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、および万国著作権条約の締約国である。既存の法規則は、特許、著作権、商標、半導体チップの設計デザインなど、全ての知的所有権の保護を保障している。商標法、著作権法はEU規則に適合している。

外国人または外国法人の知的財産の強制収用に関しては、公共の利益に照らしあわせ、他に手段がない場合に限り、議会法に基づき強制収用を忍受しなければならないが、市場価格で完全に補償される。1989年のビロード革命以来、外国投資家の財産収用が行なわれた事例はない。

### 利益の国外送金

チェコ子会社による外国籍親会社への利益分配、国外送金については、株式会社および有限会社の場合に、法定準備金の留保および源泉税の納付義務があることを除き制限がない。(Factsheet 14「法人税と減価償却」の項を参照)。

チェコ共和国はEUの全加盟国、スイス、米国、カナダ、日本、オーストラリアなど、多くの国と二重課税防止条約を締結している。締約国リストは、財務省(Ministry of Finance)で入手できる。

二重課税防止条約は、配当、利子、ロイヤリティに対する課税について規定している。実際の源泉課税率は各条約で決められるが、0%から15%の範囲内である。二重課税防止の具体的方法は、チェコと各相手国との条約の中で決定されなければならない。

## 投資リスク

チェコの開放的な投資環境は、チェコ経済の体制転換を進める上で重要な要素であった。国際的格付け機関が付けた優良な投資リスク度（下表参照）や OECD の早期加盟（1995 年）の実績は、チェコ経済の健全なファンダメンタルズを立証するものである。

### 投資格付け

対象国	STANDARD AND POOR'S	MOODY'S	FITCH-IBCA
スロベニア	AA	Aa 2	AA
<b>チェコ共和国</b>	<b>A</b>	<b>A1</b>	<b>A</b>
ハンガリー	BBB+	A2	BBB+
ポーランド	BBB+	A2	A-
エストニア	A	A1	A
スロバキア	A	A1	A
ルーマニア	BBB-	Baa3	BBB
ロシア	BBB+	Baa2	BBB+

出所：チェコ国立銀行, 2007 年 1 月

## 不動産の取得

2002 年 1 月 1 日以降、チェコ共和国内に支店登録をし、業務活動を許された外国企業は農地、山林を除き殆どの不動産の所有権を買い取ることが可能となった。また外国法人、個人の中には不動産取得の際にそれだけを目的としたチェコの法人を利用するケースが多い。チェコに登録した会社は、農業用地を除き、不動産取得上の制限を受けない。

2004 年 5 月 1 日以降、滞在許可証を有する EU メンバー国内の個人は農地、山林を除き不動産を取得することが可能となった。チェコの支店登記が未登録の外国法人、チェコの市民権もしくは EU メンバー国の市民ではあるが居住許可（または永住許可）を有しない外国人はチェコ共和国により二国間もしくは多国間の協定で別途規定している場合を除き、基本的にチェコの不動産を取得することは出来ない。財産相続、近親者からの譲渡等一部の例外は認められる。ただ、国際協定（例えば米国と 1991 年当時のチェコスロバキア共和国間で締結された投資相互支援保護協定）に基づき米国市民および EEA メンバー（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー）の市民は居住許可もしくは 90 日以上の滞在許可を取得しさえすれば、EU メンバー国市民と同様な条件で不動産を取得することが出来る。残念ながら日本人はそのような例外の対象となっていない。

不動産を取得・譲渡した場合は、所轄の土地登記局（Land Registry）に登録しなければならない。不動産譲渡税は、売却価格か公式評価額のいずれか高い方の 3% で、売り手が支払う。買い手は不動産譲渡税の支払いを保証する。譲渡税の申告は税務当局に提出しなければならないが、譲渡税の支払いは土地登記局への登記から 3 ヶ月以内に実行されなければならない。